

議案第67号

宝塚市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定について

資料3 宝塚市消防団員等公務災害補償条例（現行）と非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の条の見出しの比較

宝塚市消防団員等公務災害補償条例 （現行）	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を 定める政令
第1条 目的	
第2条 損害補償を受ける権利	
第3条 損害補償を受ける権利	
第4条 <u>損害補償の種類</u>	第1条 <u>損害補償の種類</u>
第5条 <u>補償基礎額</u>	第2条 <u>補償基礎額</u>
第6条 <u>療養補償</u>	第3条 <u>療養補償</u>
第7条 <u>療養及び療養費の支給</u>	第4条 <u>療養及び療養費の支給</u>
第8条 <u>休業補償</u>	第5条 <u>休業補償</u>
第8条の2 <u>傷病補償年金</u>	第5条の2 <u>傷病補償年金</u>
第9条 <u>障害補償</u>	第6条 <u>障害補償</u>
第9条の2 <u>介護補償</u>	第6条の2 <u>介護補償</u>
第10条 <u>遺族補償</u>	第7条 <u>遺族補償</u>
第11条 <u>遺族補償年金</u>	第8条 <u>遺族補償年金</u>
第12条 <u>遺族補償年金</u>	第8条の2 <u>遺族補償年金</u>
第13条 <u>遺族補償年金</u>	第8条の3 <u>遺族補償年金</u>
第14条 <u>遺族補償年金</u>	第8条の4 <u>遺族補償年金</u>
第15条 <u>遺族補償一時金</u>	第9条 <u>遺族補償一時金</u>
第16条 <u>遺族補償一時金</u>	第9条の2 <u>遺族補償一時金</u>
第16条の2 <u>遺族補償一時金</u>	第9条の3 <u>遺族補償一時金</u>
第17条 <u>遺族からの排除</u>	第10条 <u>遺族からの排除</u>
第18条 <u>葬祭補償</u>	第11条 <u>葬祭補償</u>
第18条の2 <u>特殊公務に従事する非常勤</u>	第11条の2 <u>特殊公務に従事する非常勤</u>
消防団員及び非常勤水防団	消防団員及び非常勤水防団

<u>員の特例</u>	<u>員の特例</u>
第 1 9 条 損害補償の制限	第 1 2 条 損害補償の制限
第 1 9 条の 2 年金たる損害補償の額の端 数処理	第 1 2 条の 2 年金たる損害補償の額の端 数処理
第 2 0 条 年金たる損害補償の支給期 間等	第 1 3 条 年金たる損害補償の支給期 間等
第 2 1 条 死亡の推定	第 1 4 条 死亡の推定
第 2 2 条 未支給の損害補償	第 1 5 条 未支給の損害補償
第 2 3 条 年金たる損害補償等の支給 額の調整	第 1 6 条 年金たる損害補償等の支給 額の調整
第 2 3 条の 2 年金たる損害補償等の支給 額の調整	第 1 6 条の 2 年金たる損害補償等の支給 額の調整
第 2 4 条 補償の免責及び求償権	第 1 8 条 補償の免責及び求償
第 2 5 条 非常勤水防団員で非常勤消 防団員である者に対する損 害補償	第 1 9 条 非常勤水防団員で非常勤消 防団員である者に対する損 害補償
第 2 6 条 審査請求	
第 2 7 条 報告、出頭等	
第 2 8 条 損害補償費の返還要求	
第 2 9 条 委任	